

## 令和8年度 会津若松市訪問給食サービス業務委託仕様書

### 1 目的

在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、弁当を宅配することにより、高齢者等の安否の確認を行い、健康の増進と福祉の向上を図る。

### 2 事業実施期間

契約締結日から令和9年3月31日までの単年度契約とする。

### 3 業務内容

#### (1) 事前の確認及び説明の実施

新規利用者に対し、初回宅配時または事前に弁当の受け渡し方法（時間、場所、取り消しの場合等）、利用者負担分の料金の徴収方法等について、確認及び説明を行うこと。

#### (2) 弁当の宅配

ア 弁当の宅配は、原則として月曜日から土曜日までの週6日間とする。

イ 弁当の宅配は、昼食及び夕食の1日2食を限度とする。なお、昼食は午前中に、夕食は概ね17時までに宅配する。

ウ 弁当の宅配は、市が指定した日から、市が指定した高齢者等に行う。また、弁当は、原則、利用者へ直接手渡しする。

エ 弁当の保温及び保冷に努める。

オ 弁当の宅配時に利用者不在の場合は、一度持ち帰り、再度宅配する等の対応をする。ただし、利用者不在時の対応について、利用者またはその家族等（以下「利用者等」という。）と協議の上で別対応としてもよい。その際は、気象状況や周辺環境等に配慮し、食品衛生管理に十分な注意を払う。

カ 弁当の宅配時に、利用者から弁当受領印を押印してもらう。ただし、利用者の心身の状況等により、利用者自身が押印することが困難な場合には、利用者等の承諾を得た上で、配達員の確認印またはサインに代えることを可とする。

キ 弁当の宅配は年間を通して実施するが、休業日は各事業者で設定すること。

#### (3) 安否確認の実施

ア 弁当の宅配時には、利用者への声かけを行い、安否の確認を行うこととする。

(ア) 実施事業者は、利用者が心身の状況等により、宅配方法等に特別な対応が必要と思われる場合には、その対応方法等について市と協議を行う。

イ 配達員は、宅配時に異常の有無を確認するため次の事項を確認することとする。

(ア) 室内に人の気配があるか。

(イ) 室内の電気がついているか。

(ウ) テレビ等の音が聞こえているか。

(エ) 郵便受け等に郵便物や新聞等が溜まっていないか。

(オ) その他、平常と変わった点はないか。

ウ 配達員は、宅配時に利用者の所在を確認ができない場合は、所属の事業者には不在の旨を連絡し、事業者は会津若松市高齢福祉課又は担当の地域包括支援センター又は指定居宅介護支援事業者に連絡し所在の確認を行う。なお、土曜日や祝日の場合は契約業者に連絡し所在確認を行う。ただし、65歳未満の利用者分については会津若松市障がい者支援課に連絡し、所在の確認を行う

#### (4) 弁当の調理

ア 「地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理に関するガイドライン」を参考に対象者の個別状況を踏まえ、栄養士又は管理栄養士が作成した献立に基づき、必要に応じて栄養士又は管理栄養士の助言指導を受けて調理を行うこと。

イ 献立は、利用者の健康状態や嗜好にあったメニューを工夫し、地元の旬の食材を取り入れるなど、変化に富んだ内容になるよう努めること。

ウ 献立の作成及び調理にあたっては、最新日本人の食事摂取基準に準じた献立とし、「生活習慣病予防その他の健康増進を目的として提供する食事の普及に係る実施の手引」(平成27年9月 厚生労働省健康局)を参考に主食、主菜、副菜の揃った栄養バランス及び摂取嚙下状態にあった物性に配慮したものとする。

エ 毎月の献立表を高齢福祉課に提出すること。

オ 市及び利用者と事前に確認した個別対応等について、変更の必要が生じた場合は、市又は利用者等に事前に連絡すること。

カ 弁当の容器については、可能な限り環境に配慮したものとする。

#### 4 利用者負担金の徴収

ア 利用者の負担は弁当1食あたり450円(税込)、おかず1食あたり400円(税込)とし、受託者は、利用者から原材料費及び調理費として利用者自己負担金を徴収するものとする。

イ 利用者自己負担金を請求後1ヶ月支払いがない場合、利用者へ再請求するとともに、事業者から市へ報告をいただく、その後事業所の指定日までに支払いがない場合市から使用者へ、サービスの利用停止の決定を行う。

なお、利用者自己負担金を徴収できない、又は滞納している利用者については、受託者の責任において徴収することとする。

#### 5 委託料

(1) 委託料には、上記の委託内容の料金が全て含まれる。

(2) 1食あたりの委託料は、450円(税込)とする。

(3) 支払いは、請求により、30日以内に支払う。

#### 6 遠隔地加算

(1) 遠隔地への配送に対する加算として、配送拠点から配送先までの距離が8キロメートル超20キロメートル以下の場合は1食あたり300円(税込)、20キロメートル超

の場合は1食あたり400円（税込）を加算する。

- (2) 少数配送加算として、1回の配送につき、8キロメートル超の配送が5ヶ所以下の場合（同一住所への配送は1ヶ所とみなす）は、240円（税込）を加算する。

## 7 利用開始までの流れ

- (1) 利用希望者より、市に申請書が提出される。（利用希望者は「会津若松市訪問給食サービス事業者名簿」の中から、自分に合った事業者を選択する。）
- (2) 市が給食サービスの利用の適否を判定する。
- (3) 利用が決定した場合は、市が申請者に訪問給食サービス事業決定通知書を送付する。
- (4) 市から受託者に新規利用開始の通知を行う（FAX 使用）。
- (5) 受託者は、指定されたサービス開始日までに利用者宅の位置確認を行い、宅配を行う。

## 8 事故発生時の対応

受託者は、事故防止に十分留意することとし、本事業について何らかの事故（食中毒等）が発生した場合は、適切な処置を行うとともに、市及び関係機関に速やかに報告を行うものとする。

## 9 損害賠償

本事業の実施において、受託者の責に帰すべき事由に基づく事故が発生した場合には、当該受託者は利用者に対しての損害賠償を速やかに行うものとする。

## 10 その他

- (1) 利用者の都合により宅配を要しないときは、原則として市から事業者へ前日の午後3時まで連絡するものとし、その場合の委託料及び利用者負担は生じないものとする。
- (2) 前日の午後3時以降の緊急入院、死亡等の緊急事態の場合のみ「不在」扱いとし、その場合に限り、利用者負担金を委託料に加算するものとする。なお、「不在」扱いの判断については、市と協議の上、決定する。
- (3) 利用者は年度途中においても、給食サービス事業者を変更することができる。ただし、原則3ヶ月間は同一事業者を利用するものとする。
- (4) 受託者の都合により、宅配の中止や内容の変更を行ってはならない。やむを得ず、その必要が生じた場合には、市と事前協議を行うものとする。
- (5) 臨時休業日等を設ける場合には、原則7日前までに市へ連絡するものとする。
- (6) 市から検食の依頼があった場合には、受託者の負担（配達費相当）により市に弁当を宅配するものとする。
- (7) 利用者の健康増進のため、必要に応じて、本市管理栄養士による助言等に対応するものとする。
- (8) 事務処理の詳細については、「訪問給食サービス事業事務処理マニュアル」を参照す

ること。

- (9) 会津若松市発注工事等からの暴力団等排除措置要綱を遵守すること。
- (10) その他のことについては、「会津若松市訪問給食サービス事業実施要綱」に基づき実施する。
- (11) 受注者は、委託業務の一部又は全部を第三者に委託してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

## 個人情報保護に係る約款

(総則)

第1条 会津若松市（以下「発注者」という。）及び発注者が委託する業務（以下「委託業務」という。）の受託者（以下「受注者」という。）は、この約款に基づき、委託業務に係る個人情報の保護に関し、本約款の各条項を遵守し、必要な措置を講じなければならない。

(個人情報保護の規定の遵守)

第2条 受注者は、個人情報の保護に関しては、法令、条例その他個人情報の保護に関する規程に定められた規定を遵守するものとし、特に、個人番号を含む個人情報を取り扱う場合においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の規定を遵守しなければならない。

(再委託の禁止)

第3条 受注者は、委託業務を第三者に委託してはならない。ただし、委託業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的業務について、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、前項ただし書の規定により発注者に承諾を求める場合は、再委託の内容、そこに含まれる情報、再委託先、個人情報管理を含めた再委託先に対する管理方法等を文書で発注者に提出するものとする。

(秘密の保持)

第4条 受注者は、前条第1項ただし書の規定により発注者が承認した場合を除き、委託業務に係る個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。当該委託業務が終了した後も、また、同様とする。

2 前条第1項ただし書の規定により発注者が承認した再委託先の秘密の保持については、本約款の規定に準じ、受注者と再委託先との間で契約等を締結するものとし、受注者が全責任を負って必要な措置を講ずるものとする。

(目的外使用等の禁止)

第5条 受注者は、委託業務の処理により知り得た個人情報の内容を他の用途に使用してはならない。当該委託業務の終了後も、また、同様とする。

2 受注者は、第3条第1項ただし書の規定により発注者が承認した場合を除き、委託業務の履行により知り得た個人情報の内容を第三者に提供してはならない。当該委託業務が終了した後も、また、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第6条 受注者は、委託業務を処理するため発注者から引き渡された原票、資料、貸与品等（以下「原票等」という。）を発注者の承諾なくして複写又は複製してはならない。

(個人情報の持出しの禁止)

第7条 受注者は、発注者から提供された原票等のうち個人情報に係るもの及び受注者が業務委託の処理のために作成した当該原票等を記録した磁気媒体等（以下「個人情報記録媒体等」という。）については、発注者の庁舎外又は委託業務を処理する場所として発注者が指定した場所以外へ持ち出してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を受けた場合は、この限りではない。

(個人情報の管理)

第8条 受注者は、発注者から提供された個人情報記録媒体等については、施錠できる保管庫又は施錠若しくは入退管理の可能な保管室に格納する等適正に保管しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により個人情報記録媒体等を管理する場合は、管理責任者を定めるとともに台帳等を設け個人情報の管理状況を記録するものとする。

3 受注者は、発注者から要求があった場合には、前項の管理記録を発注者に提出しなければならない。

(業務完了後の措置)

第9条 受注者は、委託業務の完了後、当該委託業務の処理について、発注者から提供された個人情報記録媒体等を、発注者の定めるところにより、発注者に返却し、又は破棄若しくは削除しなければならない。

2 受注者は、個人情報記録媒体等を破棄する場合は、物理的な破壊その他委託業務に係る個人情報を判読不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

3 受注者は、個人情報記録媒体等の破棄又は削除に際し発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 受注者は、個人情報記録媒体等の破棄又は削除を行った後、破棄又は削除を行った日時、担当者名及び破棄又は削除の内容を記録し、書面により発注者に対して報告しなければならない。

(発注者の検査等)

第10条 発注者は、必要があると認める場合は、受注者の作業現場の現地調査を含めた受注者の作業に対する検査及び作業の実施に係る指示を行い、並びに個人情報の管理について報告を求めることができる。

2 受注者は、前項の規定により発注者から作業内容の検査の要求及び作業の実施に係る指示並びに個人情報の管理についての報告の要求があった場合は、これを拒むことができない。

(事故発生時の措置)

第11条 受注者は、委託業務に係る個人情報について、漏えい、滅失、き損その他の事故が発生した場合は、直ちに、発注者に連絡し、その指示を受け、必要な措置を講じなければならない。

(損害賠償)

第12条 受注者は、委託業務の処理に関して、発注者又は第三者に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償しなければならない。

(約款外の事項)

第13条 この約款に定めのない事項及びこの約款に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、発注者と受注者との間で協議して定めるものとする。

暴力団等排除に係る特約条項  
(物品、業務委託、賃貸借用)

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

(属性要件に基づく契約解除)

第2条 会津若松市（以下「発注者」という。）は、契約の相手方（以下「受注者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、催促することなくこの契約を解除することができる。

(1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 当該契約に関連するその他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を当該契約に関連するその他の契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(関係機関への照会等)

第3条 発注者は、契約からの暴力団等の排除を目的として、必要と認める場合には、受注者に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができ、その情報を管轄の警察署に提供することで、受注者が第2条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 受注者は、前項の規定により、発注者が警察署へ照会を行うことについて、承諾するものとする。

(不当な要求等に関する通報・報告)

第4条 受注者は、暴力団員または社会的非難関係者から不当な要求行為を受けた場合は、速やかに不当要求の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。